

胡広伝覚書

——党錮事件理解の前提として——

西川利文

〔抄録〕

本稿で取り上げた胡広は、後漢後半期の政治史において良好な評価を得ている官僚ではない。しかしこれは、いわゆる清流派といわれる官僚を過大評価した結果であり、彼が正当に評価されていないことによると考える。そこで本稿では、胡広の生涯を振り返ることによって、彼の後漢政治史における役割を検討するとともに、いわゆる清流派あるいは党錮事件の性格についての従来の

研究を、批判的に検討しなおすべきことを提示した。

いわゆる清流派の性格については、本稿ではなお結論には達していないが、胡広の立場を正当に評価することによって、それを考えるための基本的前提は提示し得たものと考ええる。

キーワード 胡広、党錮事件、後漢後半期、清流派、党人

はじめに

後漢時代は、かつて増淵龍夫氏が「章帝以降の内朝の歴史は、実際の政権の掌握をめぐっての外戚と宦官とのはげしい争いの歴史である」といってよい⁽¹⁾と指摘したように、和帝の即位（八八年）以後、朝廷

における外戚と宦官の政権争いとその地方社会への波及とによって、政治的・社会的に不安定な状況が続く。これに対して、有意の官僚は批判を加えた。特に延熹二年（一五九）の梁冀誅殺以後、政治の実権を宦官が握ると、官僚のみならず官僚候補者の太学生をはじめとする幅広い知識人が政府を批判するようになる。それが頂点に達した時、

批判勢力たるいわゆる清流派に対して弾圧が加えられる。延熹九年(一六六)と建寧二年(一六九)の二度にわたって起こった、いわゆる党錮事件である。これ以降、批判勢力の多くは「党人」²⁾として政界から排除された。党錮は光和七年(一八四)の黄巾の乱発生によって解除されるものの、この時後漢政府の政権担当能力は極端に低下し、やがて曹操らの軍閥割拠の時期を迎えて、後漢は延康元年(二二〇)の滅亡へと向かっていく。

本稿の主人公・胡広(字・伯始)は、『後漢書』伝三四の本伝(以下、本伝とのみ記す)によると、南郡華容の人で、建寧五年(一七二)三月に八二歳で亡くなっているから、永光三年(九一)に生まれたことになる。すなわち彼の人生は、和帝期から靈帝期という後漢政治の下降期に一致しているのである。この中で彼は、安帝期に官僚として仕えるようになり、順帝期後半からは、不安定な中央政界にあって失脚・復活を繰り返しながら三公・太傅を歴任する。

胡広に対する後世の評価は極めて悪い。例えば王鳴盛は『十七史商榷』卷三六で「西京の張禹・孔光、東都の胡広は皆な文学を以て著われ、皆な小人の至りなり、恥無くして大福を享くる者なり」という。また范曄も本伝の賛で「胡公、庸庸として、情を飾り貌を恭しうす」と、あまり良い評価はしていない。このように胡広が悪く評価される原因は、彼が外戚・宦官と関係を持ち、後に述べるように、特に桓帝擁立にかかわって李固を裏切って梁冀に与したように見える胡広の態度であろう。王鳴盛は、この事件をはじめとして胡広の事跡をほとんど否定的にとらえ、彼を口汚く罵るような評価をする。このような評価に

影響されたのであろうが、最近でも胡広は保身派官僚や権道派官僚の典型⁴⁾として、いわば負の面が強調されてとらえられている。

さて、このような胡広に対する評価は、外戚・宦官を「悪」¹⁾「濁流」、それに抵抗した者を「善」²⁾「清流」としてとらえた上で、その中を揺れ動いた存在として彼を位置付けたものであり、胡広を中心に据えて下されたものではない。さらにいえば、後漢後半期の政治史を単に清流―濁流の二極に分けてとらえられるのかという疑問もある。特にいわゆる清流派・党人については、彼らを「正義」の士とのみ評価することはできないと考えている。そこで本稿では、胡広の生き方を中心にして彼の後漢政治史における立場を検討するとともに、この作業を通じて、これまでの理解とは違った角度から党錮事件を考える糸口を見つきたいと考える。

一 生い立ち

本伝によれば、胡広の祖先は六世祖の胡剛まで遡れる。胡剛は、前漢平帝の時に大司徒馬宮に辟召されて属吏となったが、王莽の政權篡奪によって馬宮のもとを去った。その後の家系は父の胡貢までわからず、その胡貢も交阯都尉となったこと以外の経歴は不明である。このように胡広の家は代々官僚を輩出する家柄ではなく、また六世祖の胡剛は公府の属吏、父は都尉というように大物の官僚は出なかった。本伝による限り胡広の家族については、これ以外ほとんどわからない。しかし彼の門生であった蔡邕の『蔡中郎集』⁵⁾に、胡広本人および彼の家族についての碑文が多く残されており、そこからかなりの事実が判

明する⁽⁶⁾。ここでは、それらの碑文を手がかりとして胡広の家族関係を考えてみよう。

胡広の家系については、「胡広碑」および胡広の子・胡碩の「陳留太守胡公碑」に、家系が春秋期にまで遡れて「媯姓」あるいは「楚と同姓」で、胡に封ぜられたことよって胡氏と名乗ったことが記されている。胡氏が春秋期にまで遡れるか否かは別にして、このような伝説があることは、彼の家が当時ある程度の社会的地位を持っていたことを表すと考えられる。それは、胡氏の婚姻関係からも推測できる。

『蔡中郎集』には、胡広の継母・黄氏に関する「漢交阯都尉胡府君夫人黄氏神誥」(以下「黄氏神誥」とする)および胡広の妻・章氏の「太傅安樂侯胡公夫人靈表」(以下「夫人靈表」とする)という二つの碑文が残されている。まず「黄氏神誥」から見よう。

継母の黄氏については、本伝注所引の『襄陽耆旧記』に胡広の実母が早く亡くなったことから迎えられたこと、また本伝に胡広が八〇歳を超えてもなお健在であったことが記されている。その黄氏について「黄氏神誥」には「夫人、江陵の黄氏の季女、実を列獻と曰う」とあり、その祖先は伯翳とされる。この黄氏の本貫・江陵は胡氏と同じ南郡に属する県であって、さらに胡氏と同様に伝説の時代にまで遡る系譜を持つことから、黄氏も後漢時代の南郡である程度の社会的地位があったものと考えられる。また直接の祖先については「高祖父は汝南太守、曾祖父は延城大尹、祖父は番禺令たり。父は主簿を以て嘗て太守の事を証らかにし、明君に命ぜられて以て臣節を立つ」とあるように、高祖父の時から判明して前漢後半期から代々郡県の長官を輩出し

ており、官僚の輩出という点では、胡広の家柄と比べるとやや勝っているといえよう。

次に妻の章氏について「夫人靈表」には、「夫人、編県の旧族、章氏の長女なり。実を顯章と曰う」とある。編県はやはり南郡に属する県である。章氏はその「旧族」であり、伝説的な事柄や祖先の官歴は記されていないが、在地においてはある程度の社会的地位があったと考えられる。胡広の家柄と比べれば、官僚輩出の記事がないことからやや劣っているのかもしれない。

以上のように、胡氏の婚姻範囲は南郡内に限られていたが、胡氏・黄氏・章氏の三氏はいずれも南郡内においてある程度の社会的地位を持っており、従来の評価でいえば「豪族」という位置付けができよう。

また官僚輩出という点から見れば、代々官僚を出した黄氏でも地方長官どまりであり、いずれの家も三公九卿という中央官僚を出していない。中央官僚が出るのは胡広を待たなければならず、またその後も大物官僚は出なかった。

さて胡広は前にも触れたように、幼くして実母に亡くなられて弟とともに継母に育てられることになった(「黄氏神誥」)。その後今度は父の胡貢が亡くなり、胡広が一家の家計を支えることになる。その様子は「太傅安樂郷文恭侯胡公碑」(以下「太傅碑」とする)に「家の不造に遭いて童にして夙に孤たり。上は継親を奉じて下は弱弟を慈しみ、崎嶇として儉約の中ありて以て孝友の道を尽くす。学に入りて訓えに従うに及び、古今を歴観し、自生して之れを知り、一を聞きて十を覩る。是こを以て六経を周覽して羣議を博総し、憲法を旁貫して国

典に通識す」とある。ここに儉約しながらも学校に入って勉学したとあることは、彼が一族からある程度の経済的援助を受けていたことを推測させる。さらに彼の学問の幅広さは、本伝注所引の『謝承書』にも「広、雅才有り、学は五経を究め、古今の術藝は皆畢く之れを見る」と記されるように、決して碑文の誇張ではない。

この胡広のような儒家經典ばかりでなく多くの学問を学ぶ学習態度は、後漢時代では一般化していた。それは、経学において前漢の一經専修から数家兼修へと学習形態が変化し、それに伴って儒家以外の学問も学んで、その統合化をはかる「博学」や「通儒の学」と呼ばれるものが重要性を増していたことによる。すなわち胡広の学習成果も、博学あるいは通儒と評価できるものだったのである。そして胡広は、彼の幅広い学問の中でも右の「太傅碑」に「憲法を旁貫して国典に通識す」と称され、また本伝にも「事体に達練し、朝章に明解す」といわれるように、国家の典章制度に通じていた。その成果は、後に胡広自身が『漢官解詁』として残し、さらに彼の弟子である蔡邕の『独断』『十意』に受け継がれていく。¹¹⁾

少年時代から「太傅碑」に記されるような生活を送った胡広はやがて郡の属吏になり、元初四年(一一七)に二七歳で南郡太守の法雄によって孝廉に察挙される。その時試された「章奏」が安帝から「天下第一」と判定されて、彼は尚書郎に就官する(本伝)。ここに、四五年にわたる胡広の官僚生活が始まった。

ところで胡広を試された「章奏」であるが、これは「牋奏」ともいって上奏文の形式の一種である。¹²⁾ 次に見る左雄の孝廉科改革によると、

章奏は文吏に課される試験であり、また諸生には家法(章句)が課されることになっていた。すなわち文吏は、諸生に対する概念として設定され、諸生—儒家、文吏—法家とも考えられる。¹³⁾ しかし「五経を究め」たといわれる胡広の例から考えると、文吏—法家と考えるよりも、儒家的知識のみならずあらゆる学問に通じていた者を文吏と呼んだと考える方がよいのではないだろうか。¹⁴⁾ 何故なら、上奏文は経書の文言を引用して議論が展開され、儒家的知識が必須の前提とされるのである。従って少なくとも後漢時代には、その人物が儒家的か法家的かという判断は、ほとんど意味を持たないと考える。章奏の成績が「天下第一」と判定された胡広は恐らく、上奏文をはじめとする公文書作成という実務能力に優れていたであろう。

二 官僚生活—三公就任以前—

さて胡広は尚書郎に就官した後、本伝に「広、機事を典ること十年、出でて済陰太守と為る」とあるように、済陰太守に転出するまでの十数年間に尚書系の官を歴任する。¹⁵⁾ この間の陽嘉元年(一三二)、彼は尚書僕射の官にあり、梁皇后の冊立と孝廉科改革という二つの出来事とかかわりを持つ。

まず前者については、永建四年(一二九)に元服した順帝が皇后を冊立するに当たって、当時順帝が寵愛していた梁氏を含む四人の貴人から誰を選ぶかということであった。その選択に迷った順帝は占いによって決めようとした。これに対して胡広は尚書の郭虔・史敞と上疏して、占いによる決定は今までなかったことで、また必ずしも賢者を

選べるとは限らないから「宜しく良家を参じて、簡らぶに徳有るを求め、徳同じうすれば年を以てし、年均しければ貌を以てし、之れを典經に稽え、之れを聖慮に断すべし」と諫言した。そこで順帝はこの言葉に従い、梁氏が「良家子」であることよって陽嘉元年正月に彼女を皇后に冊立した。¹⁶⁾この一件は、胡広が梁氏との関係を持つきっかけとなったであろう。しかしこの当時はまだ梁商が大将軍の地位にあり、後に胡広が梁冀に迎合するような態度を取ったのと直接関係するかどうかはわからない。

次に孝廉科改革との関係を見よう。これは当時尚書令だった左雄の提案に従って、陽嘉元年一月に実施に移された。『後漢書』伝五一左雄伝（以下『後漢書』を引く場合は書名を省略する）によるとその内容は、察挙年齢を四〇歳以上とし（限年制）、察挙された者は公府において、諸生には章句、文吏には牋奏の試験がそれぞれ課される（課試制）というものであった。これは、和帝期に丁鴻らの提案によって実施された孝廉察挙の定員制（伝二七丁鴻伝）とともに、孝廉科の画期をなすものであった。

胡広は、この孝廉科改革に反対した。しかしこれに反対したのは、胡広ばかりではなかった。まずその意見を見ておくと、張衡は、試験の成績よりも孝廉科の根本である孝行者を優先させるべきことを唱えた（『後漢紀』巻一八順帝紀上）。また黄瓊は、諸生・文吏のみでは孝廉科の内容としては不十分である（「猶有所遺」）から、「孝悌」と「能従政者」を孝廉科の範疇に加えるべきだとした（伝五一黄瓊伝）。張衡と黄瓊は、左雄の改革案で「孝」の基準が軽視されていることを問

題としたのである。

これに対して胡広は、尚書の郭虔・史敞とともに「蓋し選挙は才に因り、定制に拘る無かれ」として、限年制・課試制そのものを否定した。その論理としては「漢は周・秦を承けて、兼ねて殷・夏を覽、徳を祖とし経を師として覇軌を參雜し、聖主・賢臣、世よ以て致理す。貢挙の制、回革或る莫れ」（本伝）ということであった。この言葉は李賢注も引くように、前漢の宣帝が皇太子時代の元帝の言動に対して「漢家自ずから制度有り、本と霸王の道を以て之れを雜う。奈何ぞ純ら徳教に任じ、周制を用いんか」（『漢書』卷九元帝紀）といったのを思い出させる。これは胡広が宣帝と同様に、政治には儒家的な理念のみではなく、それを實際政治に適用する能力を持つ者を重視したこと、の表れだと考えられる。このような能力を持つ人材は年齢や試験の結果によらずに採用すべきだ、というのが胡広の考えなのである。そこには、彼自身のような人材を察挙すべきだという考えがあったといつても過言ではないだろう。

ところが問題は、そればかりではなかった。胡広は「今、一臣の言を以て旧章を剋戾す」とか「台司に訪わず、卿士に謀らず」として、東晋次氏も指摘するように、¹⁷⁾改革が左雄の独断専行によって行われたことを批判しているのである。その上で胡広は「百官に宣下して其の異同を参り、然る後に勝りや否やを覽択して、詳らかに厥の衷を採る可し」として再審議を要求した。しかし順帝は、それに従わなかった。順帝自身が一旦認めたものを覆せるはずはなかったからである。ただ漢代の政策決定が会議によって行われたことを考えると、胡広の

批判にも一理ある。特に同じ尚書系の官僚にも諮らず順帝の承認を得ただけで改革を実行したことに、胡広は納得できなかったのであろう。それから間もなくして胡広は済陰太守に転出する。この事情には恐らく、孝廉科改革に関して左雄との確執もあったのであろう。胡広とともにこの改革に反対した尚書の史敳が、たまたま欠員となった陳留太守に胡広を推薦していること(本伝)は、両者の確執の結果だとも考えられる。

済陰太守に就任して間もなく胡広は「華吏不吏」によって太守を免ぜられるが、ここには孝廉科改革が尾を引いていたことは間違いない。この事情を伝五一左雄伝によりながら見ておこう。左雄は、改革が実施された翌年の陽嘉二年に察挙されてくる孝廉に対して、改革の実効性を高めるために厳格な対応を行う。その檜玉に挙げられたのが、広陵郡の徐淑である。彼は年齢が四〇歳に達していなかったが、詔に「顔回・子奇の如きもの有れば年齒に拘らず」とあるのを盾にとって自らの正当性を訴えた。それに対して左雄は「昔、顔回は一を聞いて十を知る。孝廉は一を聞いて幾つを知るや」と詰問し、それに答えられなかった徐淑を広陵郡に送り返した。そして同様に基準に達しない孝廉を察挙した胡広をはじめとする十余人の太守を罷免し、察挙された孝廉の中では汝南郡の陳蕃をはじめ三十余人の者だけが郎中に拜されたという。ここに罷免された太守として胡広が挙げられていることは象徴的である。恐らく胡広は、前の経緯から徐淑のような若年者を孝廉として察挙することによって、身をもって孝廉科改革に反対したものと考えられるのである。ここには、自らの意見を堅持する胡

広の姿勢が見えてくる。

さて胡広は済陰太守であったのはわずかな期間だと思われるが、『蔡中郎集』に収録される彼に関する碑文から、彼が済陰郡の人々から慕われた様子が伺える。それは碑文の内容ではなく、その建立者に現われている。例えば「太傅碑」の建立者は「故吏済陰池喜」であり、また「黄氏神詔」の場合は「済陽(陰)故吏旧民中常侍勾陽于肃等二十三人」であるように、胡広関連の碑文建立に済陰郡の人々がかかわっているのである。胡広が地方長官として、悪政を行わなかったことだけは間違いないであろう。このように見えてくると尚書官および太守時代の胡広は、決して無能な官僚ではなく、自らの信念に基づいて政治を行ったといえよう。

ところで「黄氏神詔」に名前の挙がっている「中常侍勾陽于肃」は、本伝に「又た中常侍の丁肃と婚姻たり。此れを以て時に譏毀せらる」とある丁肃である。ただ丁肃は伝六八宦者列伝・呂強伝に「時に宦者の済陰丁肃・下邳徐衍・南陽郭耽・汝陽李巡・北海趙祐等五人、称して清忠と為し、皆な里巷に在りて威権を争わず」とあるように、当時にあつては決して批判されるような宦官ではなかった。本伝に見える胡広に対する批判がいつごろのものであるかわからないが、宦官の家と婚姻を結んだということだけをもって胡広を批判したのであれば、それは当時の輿論が一面的な見方しかしていなかったことになる。もっとも胡広は、まったく宦官に迎合しなかったのではない。例えば伝二八滕撫伝に、順帝末期に国内各地で起こった反乱の鎮圧に功績のあつた滕撫の論功行賞に当たって、当時太尉に就任していた胡広は宦

官の意を承けて、逆に賤撫を降格処分にするという行動をとり「天下は之れを怨」んだとある。この点については、三公時代の胡広の立場との関連で見ることしよう。

三 三公時代前半―梁冀誅殺まで―

濟陰太守免官後に汝南太守を勤めた胡広は、大司農として中央に戻り、漢安元年（一四二）一月に司徒に就任した。これ以降胡広は、本伝に「公台に在りて自り三十余年、六帝に歴事し、礼任甚だ優なり。毎に位を遜り病を辞し田里に免退するに及び、未だ嘗て歳に満たずして輒ち復た升進す。凡そ一たび司空を履み、再び司徒と作り、三たび太尉に登り、又た太傅と為る」と称されるように、失脚してもすぐに復活しながら順帝期から靈帝期までの三一年間、三公・太傅に就くことになる。ここでは、まず延熹二年（一五九）の梁冀誅殺までの彼の足跡を追ってみよう。ここで区切るのは、胡広に対する悪評の要因となる梁冀および李固と胡広との関係を再確認したいからである。²⁰

伝二四梁冀伝によると、胡広が司徒に就任した時すでに梁冀は、前年に亡くなった父の梁商の跡を継いで大將軍に就任していた。そして建康元年（一四四）に順帝が亡くなり沖帝が二歳で即位すると、梁太后の臨朝称制のもとで、梁冀は太傅趙岐・太尉李固とともに録尚書事となった。この頃から粗暴な行動が目立ちはじめていた梁冀は、翌年に沖帝が亡くなると質帝を擁立したが、その質帝が梁冀の専横ぶりを見て彼を「跋扈將軍」と呼んだことから、本初元年（一四六）に梁冀は質帝を毒殺した。そして梁冀は、当時自分の妹を娶ろうとしていた

蠡吾侯志を皇帝に立てた。桓帝である。

さて桓帝擁立に際して胡広は当初、李固らとともに別の人物を皇帝候補として推薦した。しかし本伝に「李固と共に策を定むるに、大義全うせず」と記されるように、胡広は後に意見を翻して、梁冀の主張する桓帝擁立に同調した。いわば李固を裏切って梁冀の側に寝返ったのである。ここに、胡広が「小人の至り」と酷評される一因がある。しかしこのような態度は、三公就任以前の胡広からは想像できない。そこで伝五三李固伝によりながら、彼が意見を翻した経緯を確認しよう。

桓帝擁立に際して最初に皇帝候補に挙がったのは、清河王蒜²¹である。この清河王蒜擁立には、太尉の李固が積極的に動いた。後継皇帝の選定に際して李固は、胡広および司空の趙岐とともに、あらかじめ梁冀に「国の興衰、此の一挙に在り」とする書を送り、公卿・列侯を招集した会議で「明德著聞、又た属の最も尊親たり、宜しく立てて嗣と為すべし」との結論に達し、一旦清河王蒜擁立が決定した。ところがその決定に不満だった梁冀は「清河王蒜は蔽明なり、若し果たして立てれば、則ち將軍の禍を受くること久しからず。蠡吾侯を立てて富貴の長らく保つべきに如かず」とする中常侍曹騰らの意見を入れ、強引に桓帝を立てたのである。この時、清河王蒜擁立を支持したはずの胡広および趙岐は「惟だ大將軍の令のみならん」として、梁冀の意見に同調してしまった。その結果、最後まで桓帝擁立に反対した李固は太尉を罷免され、さらに建和元年（一四七）一月に起こった清河王蒜を天子に擁立しようとする清河甘陵人の劉文らによる謀反に關係し

たとして獄に下されて、ついには誅殺されることになる。そして死に臨んで李固は胡広と趙戒に対して、彼らが梁冀に「曲従」して「大事を傾覆し」たことを叱責する遺書を残した。⁽²²⁾

ここまで見た限りでは、確かに胡広は前議を翻して李固を裏切ったことになる。しかし李固伝の記述をもう少し詳しく見ると、胡広がこのような態度を取らざるを得なかった事情が見えてくる。それによると、曹騰の意見によって桓帝擁立を決めた後の公卿会議での梁冀の様子は「意气凶凶として、言辞激切」であり、「胡広・趙戒自り以下、之れを懾懼せざる莫し。……而して固、独り杜喬と本議を堅守」したという。すなわち、李固・杜喬以外の公卿は、梁冀の迫力に圧倒されて前議を翻さざるを得なかった(「莫不懾懼之」)のである。この記事は、胡広・趙戒をはじめとする公卿が、積極的に梁冀へ迎合したのではないことを物語るのではないだろうか。むしろ彼らは、命の危険を犯してまで反対する理由がなく、当時権勢を擅にしていた梁冀に従わざるを得なかったと考えられるのである。そして逆に筆者には、李固の清河王蒜擁立への異常な執着の姿が見えてくる。

清河王蒜は、前に質帝擁立の際にも後継皇帝に名前が挙がっていた。そしてこの時も、李固が彼を「年長有徳」だとして推薦したが、やはり梁冀に却下された経緯がある。恐らく李固は、今度こそは清河王蒜を皇帝にしようとしたのではないだろうか。だからこそ、用意周到に胡広らを引き入れて、あらかじめ梁冀に皇帝選定に万全を期すべき旨の書を送ったと考えられる。そして桓帝擁立が決定してからも、李固は「猶お衆心の立つ可きを望み、復た書を以て冀に勸む」と、清

河王蒜擁立をあきらめなかった。それ故に李固は、梁冀の怒りを受けて太尉を罷免されるのである。しかし李固とともに「本議を堅守」して桓帝擁立に反対したはずの杜喬は、李固のように罷免されることはなかった。

伝五三杜喬伝によると杜喬は、桓帝が即位すると大鴻臚から光祿勳に遷り、さらに建和元年(一四七)六月には太尉に就任するのである。確かにその後彼は、桓帝擁立の際に李固とともに反対したことを理由に太尉を罷免される。しかしこれはあくまでも、梁冀の請託を断ったことに対して、梁冀が杜喬排除の口実に使ったに過ぎなかった。杜喬は、桓帝擁立問題より以前から梁冀に反発する態度をとっていた。それ故に、梁冀の主導する桓帝擁立にも反対したのであろう。しかし桓帝が即位すると杜喬は、最終的にはそれを容認した。あるいは容認せざるを得なかったのかもしれないが、彼が罷免されることなく昇進を続けたのは事実である。この点で杜喬の態度は、李固とは決定的に異なっていた。

ここで少し時期は降るが、伝五一黄瓊伝にある元嘉元年(一一一)の出来事を見ておこう。この年梁冀に対する礼遇問題について、桓帝から二千石以上の中央官僚に下問があった。その時特進の地位にあった胡広は、太常羊溥・司隸校尉祝恬・太中大夫辺韶とともに、梁冀を周公と同等に処遇すべきことを提案した。これに対して黄瓊は、周の時代と漢の世とは制度が異なることを理由に、梁冀を後漢建国の功臣たる鄧禹と前漢の功臣たる蕭何・霍光と同等とすべきだとした。そして朝廷における会議の結果、黄瓊の意見が通った。しかしそれに不

満を抱く梁冀は、たまたま起こった地震を口実に黄瓊を罷免した。この記事を一見すると、梁冀に迎合した胡広らに対して黄瓊は梁冀の権力を弱めようとした、ととらえることもできる。しかし黄瓊は、後に「梁冀の前後に辟召を請託する所は一も用うる所無し。善人有ると雖も、冀の飾挙する所の者は亦た命を加えず」という行動を取った硬骨漢である。その彼さえも、権力者たる梁冀をまったく無視できず、梁冀を両漢の功臣に比定せざるを得なかったのである。

このように梁冀に批判的な杜喬や黄瓊のような官僚でも、当時絶大な権力を握っていた梁冀に対しては徹底的には抵抗できず、ある時点で妥協せざるを得なかったのである。妥協する時点の問題はあるが、「懾懾せざる莫し」という胡広らの態度も、単に梁冀への迎合あるいは自らの保身ということだけで語れない面がある。この当時の多くの官僚は、梁冀の専権に反発しつつも、一方では梁冀と妥協しながら政治を行ったのである。⁽²³⁾ その意味では、当時の官僚はほとんどが権道派であったともいえよう。しかしこの評価は、李固を基準としたものである。前に見たような事情から李固が桓帝擁立に反対したとしたら、決して李固の立場を「美化」して評価してはならないだろう。むしろ李固以外の官僚の態度が一般的だったと考えられるのである。

さて胡広は、漢安元年（一四二）の司徒就任から延熹二年（一五九）の太尉罷免までの一七年間の内、通算で一一年近くも三公の地位にあり、さらに三公以外の官も入れるとほとんど全期間を中央官僚として過ごしている。⁽²⁴⁾ そしてこの期間は梁冀の専権時期と重なるから、胡広は一貫して梁冀とともに政権中枢に在ったことになる。しかしこの間

の胡広と梁冀の関係は、右に示した二例を除くと次に示す梁冀誅殺に伴う胡広の罷免記事しかない。伝五一黄瓊伝には「（延熹二年）梁冀誅せられ、太尉胡広・司徒韓續・司空孫朗、皆な阿附するに坐して免廃せられ、復た瓊を拜して太尉と為す」とあって、胡広が梁冀に迎合していたことを示しており、また確かに韓續（韓演）には梁冀に「阿附」した記事も見られる。しかし本伝には「延熹二年、梁冀誅せられ、広、司徒韓續・司空孫朗と宮を衛らざるに坐し、皆な死一等を滅じ、爵土を奪い免ぜられて庶人と為る」とあって、宮中の護衛を怠ったことを理由とされているのである。そもそも三公がそろって罷免されていることから考えても、それは梁冀への「阿附」が原因ではなく、梁冀誅殺という「凶事」に関連して三公が責任をとらされたというのが実情なのではないだろうか。それは次に改めて見るように、胡広は庶人とされたにもかかわらず間もなく官僚として復帰していることに現われていると考える。なお梁冀誅殺後の朝廷の様子は、伝二四梁冀伝に「其の它的連及する所の公卿・列侯・刺史・二千石の死す者数千人、故吏・賓客の免黜せらる者三百余人、朝廷、空と為り、唯だ尹勲・袁盱及び廷尉郵義のみ在り」と記されるような状態であった。このような状態であれば、当時の中央官僚のほとんどが梁冀と何らかの關係を持っていたことになる。

四 三公時代後半―党錮事件との関係―

梁冀誅殺後の朝廷では、功勞者である単超ら「五侯」と称される宦官が権力を握った。これに対して、官僚をはじめとする有意の知識人

は批判を繰り広げ、ついに党錮事件へと発展していく。このような混乱する政情の中の胡広の三公復帰は、第一次党錮事件直前の延熹九年(一六六)五月の司徒就任まで待たねばならない。延熹二年(一五九)の太尉罷免から数えると、実に七年ぶりの三公就任である。しかしこの間、彼は官界から追放されていたのではない。本伝には太尉罷免後に「太中大夫・太常を拜」したとあり、また『蔡中郎集』収録の

「太傳碑」および「胡公碑」には本伝よりも詳しく、太中大夫・尚書令・太僕・太常を歴任したことが記されていて、彼の官僚への復帰は案外早かったと考えられる。それを裏付けるものとして、伝四三徐穉伝に「延熹二年、尚書令陳蕃・僕射胡広等上疏して穉等を薦めて曰く、……」という記事がある⁽²⁶⁾。これは、胡広の太尉罷免直後の記事としか考えられない。このように免官後すぐに官僚に復帰して司徒に返り咲いた胡広は、桓帝が崩じて靈帝が即位すると、建寧元年(一六八)正月に竇武・陳蕃とともに録尚書事になり、再び安樂郷侯に封ぜられた。

さて胡広が梁冀誅殺後すぐに官僚に復帰し、さらに政權中枢に返り咲いたのは何故であろうか。一つの理由は、彼の官僚としての存在価値であろう。この点については最後にもう一度考えることにしたいが、ここで次の点だけは確認しておこう。胡広は梁冀との関係はどうか、梁冀誅殺にからんで責任を問われて死罪に相当するとされ、減刑処分の結果、爵位と封邑剝奪のうえ庶人とされた。その彼が、わずかの期間において官僚に復帰しているのである。さらに前に宦官との関係で、胡広が「時に議毀せらる」(本伝)とか「天下之れを怨む」

(賸撫伝)として社会的批判を受けたことも、官僚復帰には問題にならなかつたようである。すなわち少なくとも後漢時代の政界にあっては、個人の履歴がどうであれ、その人物に官僚としての存在価値があれば再度登用するという土壌があつたのである。そしてそれは、何も当時の政權を宦官が握っていたからではない。胡広の場合は、故吏を中心とした人間関係の広さが有利に働いたと考えられるのである。

本伝によれば、胡広の葬儀に際して「故吏の公卿・大夫・博士・議郎自り以下数百人、皆な殯位に縗経し、終自り葬に及ぶまで、漢興りてより以来、人臣の盛んなること未だ嘗て有らざるなり」といわれるほど、胡広には多くの故吏が存在した⁽²⁷⁾。この葬儀は、二度にわたる党錮事件後のことであるので、当然それに関連して誅殺された者は含まれない。しかし本伝に「其の辟命する所は皆な天下の名士なり。故吏の陳蕃・李咸と並びに三司と為り、蕃等、朝会毎に輒ち疾と称して広を避く」とあるように、陳蕃のような党錮事件に関連した官僚も彼の故吏として存在した。いま伝五七党錮列伝に掲載されている「三君」

以下のランキングに名のある者から、陳蕃以外の胡広の故吏を挙げれば李膺・杜密がいる。陳蕃が胡広の故吏となつた時期はわからないが、李膺・杜密はいずれも胡広が司徒の時に辟召されているから(党錮列伝中の各伝)、時間的にいって胡広が最初に司徒に就任した漢安元年(一四二)から本初元年(一四六)に故吏となつたことがわかる。そして胡広の察舉を拒否しているものの、彼から有道または方正に察舉された趙典⁽²⁸⁾がいる(伝一七趙典伝注所引『謝承書』)。もちろん政界で生き抜くためには、故吏ばかりでなく多くの他の官僚との関係も

重要である。しかしこのように多くの故吏を持ち、その少なからざる故吏が党錮事件当時活躍していたことが、胡広にとって重要な要因となったに違いない。事実胡広は、陳蕃や竇武から重視されていた。

陳蕃は、延熹八年（一六五）に楊秉に代わって太尉に就任したが、それを一旦固辞した時の理由として、「愆らず忘れず、旧章に率由すること、臣、太常胡広に如かず。七政を齊え、五典を訓うることを、臣、議郎王暢に如かず。聡明亮達、文武兼姿なること、臣、弛刑徒の李膺に如かず」（伝五六陳蕃伝）といったという。ここには、党人として有名な李膺・王暢とともに胡広が挙げられている。これは、陳蕃が胡広の故吏であったことだけではなく、陳蕃は胡広に対して、ある種の期待あるいは自分への同調者としての意識を持っていた現われだと考えられるのである。一方竇武は、第一次党錮事件が起こった翌年の永康元年（一六七）に、李膺らの赦免を願うとともに宦官が政治の実権を握っていることを批判して、「今の臺閣近臣、尚書令陳蕃、僕射胡広、尚書朱萬・荀緄・劉祐・魏朗・劉矩・尹勲等は、皆な国の貞士、朝の良佐なり。尚書郎張陵・矯皓・苑康・楊喬・辺韶・戴恢等は、文質彬彬にして、国典に明達す。内外の職、羣才並び列す」とい、彼ら忠良の士を用いて政治を改革すべきことを上奏した（伝五九竇武伝）。一見してわかるように、ここに挙げられている多くは党錮事件に関連した人物であり、胡広もその中に入っているのである。ただ永康元年時点で、尚書系の官僚がこのような構成になっていたとは考えられず、この記事には問題もある²⁹。しかしここで注目すべきは、胡広が「国之貞士、朝之良佐」として、いわゆる清流派と同列に扱わ

れていることである。これは、胡広が当時のいわゆる清流派官僚から、ともに政治の改革を目指す同志と見なされていたことを物語るものであろう。それ故に霊帝即位後に胡広は、竇武・陳蕃とともに録尚書事に加わったものと考えられるのである。

以上の二例から党錮事件前後の胡広は、いわゆる清流派官僚（少なくともその一部）からは、その才能を期待されていた様子が伺える。そこでは、以前の梁冀や宦官との関係は問題にされていないようである。あるいは、いわゆる清流派が官僚の前歴を問題にしたのならば、逆に胡広は梁冀や宦官とそれほど密接な関係を持たなかったともいえるのである。ここから見れば、胡広を保身派とか権道派と簡単に断定することはできない。少なくとも当時のいわゆる清流派官僚（少なくともその一部）からは、胡広はそのような目では見られていなかったことだけは確かである。

さて霊帝即位後に胡広が録尚書事となった時、「竇」后朝に臨むに及び、故に蕃に委用す。蕃、後の父大將軍竇武と同心尽力し、名賢を徴用して共に政事に参ぜしむ」（伝五六陳蕃伝）とあるように、政治の主導権は竇武・陳蕃が握り、朝廷内を自派の官僚で固めていった³⁰。この過程で胡広がどのような役割を果たしたのかは不明であるが、建寧元年九月に宦官誅殺計画が発覚して竇武・陳蕃が誅殺されると、胡広は陳蕃に代わって太傅録尚書事に就き、その地位のまま建寧五年（一七二）三月に天寿を全うする。

ところで竇武・陳蕃誅殺事件は、一連の党錮事件をめぐる過程の中でどのように位置付けられるであろうか。筆者は現在、これは一連の

党錮事件とは直接関係のない、権力をめぐる宮中クーデタだと考えている。何故ならこの事件は、竇武・陳蕃及び一部の官僚が加わっただけであり、李膺など第二次党錮事件で誅殺された人物はかわった形跡がないからである⁽³²⁾。もしも李膺らがこの事件に積極的にかかわっていたとしたら第二次党錮事件は、この事件から一年もたった建寧二年(一六九)九月ではなく、もっと早い段階で起こっていても不思議ではない。その意味で竇武・陳蕃誅殺事件は、宦官がいわゆる清流派に對する危機意識を強める要因にはなつたであろうが、第二次党錮事件に直接結びつくものではなく、宮中クーデタだと判断せざるを得ないのである。

最後に、いわゆる清流派あるいは党人と呼ばれる人々の性格について、ここで改めて考えておこう。従来の研究では彼らの歴史的意義について様々な見解が出されているが、川勝義雄氏の一連の研究以来⁽³³⁾、彼らは腐敗の度を強める後漢国家に対して儒家的理念に基づく国家の再建を目指したという点が、共通認識として存在しているようである。しかしこの共通認識はあまりにも抽象的であり、極端にいえば「儒家的理念に基づく国家」の建設は、当時の官僚(あるいは知識人)であれば誰でも考える共通目標であつたともいえるのである。それでは、いわゆる清流派・党人と呼ばれる人々と他の一般的な官僚(あるいは知識人)との差は、一体どこに求められるのであろうか。筆者は現在、その行動が過激であつたか否かに求められると考える。その意味では、かつて川勝氏が逸民の人士をも清流派に加えたのは、再考の余地があると考ええる。

さらに従来は、いわゆる清流派・党人のみを無批判に「正義」の士と考えてきたのではないかと考える。このような考えでいけば、第二次党錮事件後にはもはや「正義」の士は朝廷から消え去ることになる。しかし実際は、そのように単純ではない⁽³⁵⁾。また従来、いわゆる清流派・党人が一つの紐帯で結びついていたように考えられている。しかし彼らの党錮事件への対処の仕方はさまざまで一様に語れないものがあり、本当に集団としてまとまりを持っていたのかという点では不安が残る⁽³⁶⁾。さらに彼らの形成したとされる「清議」についても、首尾一貫していたかといえは必ずしもそうとはいえず、場当たりに過激な論を主張したようにも見える⁽³⁷⁾。これらの点ではここでは詳述できないので、いずれ稿を改めて検討することにした。

おわりに

本稿では、これまで保身派あるいは権道派の代表的存在として評価されてきた胡広を取り上げて、その再評価を試みた。その結果、三公就任以前には政治的信念を持って活動していたこと、桓帝擁立問題での彼の態度は当時の一般的官僚のそれと同一であり決して保身のためということだけでは割り切れないこと、また党錮事件前後にはいわゆる清流派官僚からもある種の共感をもって待遇されていたこと、などを指摘した。これらの点は、従来の評価ではとらえきれない面を胡広が持っていたことを意味する。この点こそ、彼が長年にわたって三公・太傅を勤め得た理由があると考ええる。そこでここでは、前に保留しておいた胡広の官僚としての存在価値という点を考えておこう。

本伝によれば、胡広は「性、温柔にして謹素、言に順いて色を恭しうす」と、温厚でどちらかといえば優柔不断の性格であったとされる。それ故に「謇直の風無し」とも評される。しかしそれに続いて「屢しば補闕の益有り」といわれる点に注目したい。「補闕の益」とは、彼の生い立ちのところで見たように、胡広が経学ばかりではなくあらゆる典章制度に通じていたことを指す。その結果、彼は「万事理めざれば、伯始に問え。天下の中庸に胡公有り」と諺に称されるほど、朝廷で重きをなすようになる。すなわち胡広は、自らの幅広い学問を武器として、混乱する政界にあって政治向きのあらゆる問題を適切に処理する実務派官僚だったのであり、左右に大きく揺れる官界の輿論を「中庸」にまとめることこそが、三公としての彼の最大の役割だったと考えられるのである。

党錮事件当時、いわゆる清流派・党人が形成したとされる「清議」は、政界の輿論とは別次元の私議であった。これに対して胡広が「中庸」を模索した輿論は、政界を代表する公議であった。この両者の目指したものは、ともに国家の立て直しであったろう。それ故に、竇武・陳蕃が官僚として存在している間は互いに共感を持って協力できた。靈帝即位後に胡広が録尚書事に加わったのは、この関係を表していると考えられる。しかし竇武・陳蕃が誅殺されると、もはや両者に協力関係はなくなり、胡広は依然として「中庸」の立場から公議を代表したのである。ここに、いわゆる清流派・党人と胡広との立場の違いがあったと考えられるのである。

最後に取り上げたいのは、『後漢紀』卷二三靈帝紀に「此の時の公

輔者、或いは私恩を樹てて子孫の計を為し、其の後累世、公卿に致る。而るに広の子孫は二千石を過ぐる者無し」とある記事である。ここには、胡広が「私恩」にすぎらなかつた姿が描かれている。もつとも胡広の子孫が大官に昇進しなかつたのは、彼の子孫の多くが夭折したこと(38)に一因がある。しかしここで注目したいのは、公卿の多くが「私恩」によって子孫の栄達を図ったと記されることである。この構造は、いわゆる清流派・党人に対して浴びせられる批判に通ずるものがある。(39)すなわち胡広は多くの故吏を持ったが、彼らの「私恩」を通じて自らの子孫の栄達まで図ろうとはしなかつた。胡広は最後まで、官僚として公人の立場を貫いたのである。

本稿は、胡広の弁護に終始した感がある。しかし本来の目的は、胡広の生き方を通して従来の研究の視点を問い直すことにある。従来から外戚・宦官を一方的に「悪」と認められないことは明らかにされている。(40)しかし一方では、いわゆる清流派・党人も必ずしも「善」として規定することもできないのである。次の課題は、いわゆる清流派・党人の性格を根本的に問い直すことにある。

注

(1) 増淵龍夫「後漢党錮事件の史評について」(同『新版 中国古代の社会と国家』第二篇第三章、岩波書店、一九九七年。一九六〇年初出) 三二四頁。

(2) ここで括弧をつけて「党人」としたのは、これが史料用語であることを示す。ただこの中には、例えば鄭玄のように直接党錮事件に関係しなかつた者も含まれる。従って党錮事件の性格を考える際には当

然、このような人物は一旦分析の外に置かなければならないと考え
る。ところが渡邊義浩氏は「党鑑」(同『後漢國家の支配と儒教』第
七章、雄山閣、一九九五年。一九九一年初出)で、「党人」とされる
者すべてを含めて党錮事件を分析する党人概念を提出する。しかしこ
れは、氏が批判する川勝義雄氏らの清流派概念と同様の不正確さをも
たらす原因となると考える。そこで本稿では、渡邊氏が提出した党人
概念および従来の清流派概念は、少々煩雑ではあるがすべて「いわゆ
る」という語を付して用いることにする。

(3) 本伝では卒年を「熹平元年」としているが、建寧から熹平への改元
は胡広の死後の五月のことである。ここでは「蔡中郎集」の胡広関係
の碑文に従って、卒年を「建寧五年」とする。

(4) 胡広を保身派とするのは矢野主税「後漢官僚の処世の術について」
(同『門閥社会成立史』第四章、国書刊行会、一九七六年)であり、
また権道派とするのは注(2)「渡邊前掲論文」である。

(5) 胡広と蔡邕の関係については、丹羽兎子「蔡邕伝おぼえがき」(『名
古屋大学文学部研究論集』五六(史学一九)、一九七二年)、同「文人
の原形—蔡邕—」(『書論』二、一九七三年)、岡村繁「蔡邕をめぐる
後漢末期の文学の趨勢」(『日本中国学会報』二八、一九七六年)、福
井重雅「蔡邕と『独断』」(『史観』二〇七、一九八二年)、福井佳夫「碑
の文体について—蔡邕の作品を中心に—」(『中京大学文学部紀要』二
二二、一九八七年)、池田秀三「蔡邕—乱世に生きた儒家的文人—」
(日原利国編『中国思想史』上、ベリかん社、一九八七年)、後藤秋

正「蔡邕—童幼胡根の碑銘」と哀辞—禁碑のもたらしたものの—」(『中
国文化—研究と教育—(漢文学会会報)』五二、一九九四年)を参照。

(6) 注(5)「後藤前掲論文」は、『蔡中郎集』所収の碑文から正史には見
えない多くの事実が判明すること、蔡邕がすべての人物を同様の筆致
で描写したのではないこと、そして蔡邕が盧植に対して「吾為碑銘多
矣、皆有慙徳、唯郭有道無愧色耳」(伝五八郭太伝)というのも、自
分の碑文を恥じているのではなく、むしろ謙遜の中に自負をこめてい

ること、などを指摘する。本稿ではこの後藤氏の指摘に従って、胡広
関係碑文にも多くの事実が残されており、史料的价值が十分あるもの
として使用する。

(7) もっともこの碑文は胡広の夫人に関するものであるから、そこに祖
先の官歴が記されないことをもって、章氏一族に官僚が出なかったと
いうことにはならない。

(8) 豪族の概念については問題が多い。ここでは、一定の族的結合を持
ち社会的に影響力を持つ勢力として考えておきたい。また官僚を輩出
することのみをもって、豪族と規定することはできないと考ええる。

(9) 胡広の子供では、末子の胡碩が虎賁中郎将(比二千石)・陳留太守
(二千石)に就いたのが最高である(「陳留太守胡公碑」および「夫
人靈表」)。

(10) 狩野直喜「兩漢文学考」(同『兩漢学術考』、筑摩書房、一九六四年)、
加賀栄治「『古注』の完成に示された通儒の学の確立」(同『中国古典
解釈史 魏晉篇』第一章第三節一、勁草書房、一九六四年)、および
拙稿「漢代明経考」(『東洋史研究』五四―四、一九九六年)を参照。

(11) この点については、注(5)「福井重雅前掲論文」を参照。

(12) 本伝注所引の『漢雜事』に「凡羣臣之書通於天子者四品。一曰章、
二曰奏、三曰表、四曰駁議」とある。この点については、福井重雅「孝
廉による察挙の諸相」(同『漢代官吏登用制度の研究』第一章第二節、
創文社、一九八八年)を参照。

(13) 文史の概念については、注(12)「福井前掲論文および江幡真一郎「漢
代の文史について」」(『田村博士頌寿東洋史論叢』、田村博士退官記念
事業会、一九六八年)を参照。

(14) 例えば「後漢紀」卷一八順帝紀上に引く張衡の上奏文に「自初孝
廉迄今二百歳矣、皆先孝行、行有余力、始及文法」とある。これは孝
廉科改革に反対した張衡の言葉であるが、当時、儒家的価値観(「孝
行」)が備わってはじめて行政の実務(「文法」)を学ぶようになる
も考えられていたことを表している。

(15) 胡広は一三二三年に尚書僕射であったから、一一七一年に尚書郎に就官してから数えると、少なくとも一五年間は尚書系の官に就いていたことになる。あるいは「典機事十年」というのは、尚書僕射として一〇年間過ごしたということかもしれない。なお本伝には「五遷尚書僕射」とあるのみであるが、「太傅碑」に「除_レ郎_中、尚書侍郎・尚書左丞・尚書僕射」とあり、また「胡広碑」にも同様の官歴が記されており、尚書僕射に就任するまでの官歴が具体的にわかる。

(16) 梁皇后冊立については胡広らの意見とは別に、紀一〇皇后紀下順烈梁皇后紀に「陽嘉元年春、有司奏立長秋宮、以乘氏侯梁商先帝外戚、春秋之義、娶先大國、梁小貴人宜配天祚、正位坤極、帝從之、乃於壽安殿立貴人為皇后」というのがある。

(17) 東晋次「順帝の即位と宦官・儒家官僚」（同『後漢時代の政治と社会』第四章第二節、名古屋大学出版会、一九九五年）二二五頁。なお孝廉科改革が左雄と順帝のみで決定されたことは、胡広の上奏文に「明詔既許、復令臣等得与相參」とあることから判明する。

(18) 永田英正「漢代の集議について」（『東方学報』京都四五、一九七二年）、渡辺信一郎『天空の玉座—中国古代帝国の朝政と儀礼』（相書房、一九九六年）を参照。

(19) 「太傅碑」に「禁不用刑、不用賞」、「胡広碑」に「鞭朴息於官曹、刑戮廢於朝市」とあって、二つの碑文が共通して胡広が刑罰を用いなかったとしていることに注目したい。彼は決して法家的な官僚ではなかったのである。

(20) 梁冀および李固については、注(17)東前掲論文、および狩野直禎「李固と清流派の進出」（同『後漢政治史の研究』第五章第二節、同朋舎、一九九三年、一九六八年初出）を参照。

(21) 清河王蒜については、伝四五章帝八王伝に「冲帝崩、懲蒜詣京師、將議為嗣。会大將軍梁冀与梁太后立質帝、罷帰国。蒜為人敢重、動止有度、朝臣太尉李固等莫不帰心焉。初、中常侍曹騰謁蒜、蒜不為礼、宦者由此惡之。及帝崩、公卿皆正義立蒜、而曹騰説梁冀不聴、遂立桓

帝。語在李固伝。蒜由此得罪。建和元年、甘陵人劉文与南郡妖賊劉鮪交通、詔言清河王当統天下、欲共立蒜。事発覺、文等遂劾清河相謝嵩、將至王宮司馬門曰、当立王為天子、嵩為公。嵩不聴、罵之、文因刺殺嵩。於是捕文・鮪誅之。有司因劾奏蒜、坐貶爵為尉氏侯、徙桂陽、自殺」とある。

(22) ちなみに志一三・五行志一には、順帝末に「直如弦、死道辺。曲如鉤、反封侯」という童謡が洛陽ではやったことが記されており、前者は李固・杜喬、後者は梁冀・胡広を指すといわれる。串田久治「桓帝期「童謡」の社会的考察」（『中国研究集刊』辰号、一九九三年）は、この童謡が胡広を個人攻撃したものだとする。しかし後に述べるように、このような社会的批判が当時の官界にいわゆる清流派官僚も含むにあつては、批判を受けた個人の評価を変えるものではなかった。

(23) 当時の官僚が外戚・宦官と決定的に対立していなかったことは、注(2)渡邊前掲書第五章「外戚」（一九九〇年初出）、第六章「宦官」（一九八九年初出）、および斎藤英敏「党錮前史—梁冀専權とその時代—」（『中央大学アジア史研究』一九、一九九五年）などによって明らかになされている。

(24) 胡広の梁冀誅殺までの三公としての経歴は、一四二年一月〜一四六年閏六月に司徒、一四六年閏六月〜一四七年六月に太尉（なお一四七年四月に安衆郷侯に封ぜられる）、一四七年九月〜一五一年一〇月に司空、一五三年一〇月〜一五四年九月および一五八年七月〜一五九年八月に太尉である。

(25) 伝三五韓棱伝附韓演伝に「大將軍梁冀被誅、演坐阿党抵罪、以減死論、遭帰本郡」、またその注に引く『華嶠書』に「梁皇后崩、梁貴人大宰將立、大將軍梁冀欲分其寵、謀冒姓為貴人父、演除許諾、及冀誅事発、演坐抵罪」とある。

(26) 徐穉伝に胡広の官位を尚書僕射とするのは、本文に引いた碑文にもこの時期に尚書僕射に就いた形跡はないので若干問題もある。しかしこの記事を無視しても、胡広がかなり早い段階で官僚に復帰したこと

には間違いない。

- (27) 胡広の故吏の多きは、「胡公碑」にも「公、自二郡及登相位、凡所辟用、遂至大位者、故司徒中山祝恬(恬)、其余登堂閣、抛賦政、策勲樹功流化者、蓋不可勝載」と記される。なおこの碑は「掾太原王允・雁門畢整、属扶風魯宙・潁川敦歴等」の故吏が建立者であり、また「胡広碑」の建立者として「故吏司徒許詡(詡)」が在る。「後漢書」では党錮事件に関連した者以外に、劉矩(伝五六循吏伝)・李咸(伝三四胡広伝引『謝承書』)などが故吏として挙げられる。

- (28) その他に党錮事件に関連した胡広の故吏として、趙岐(伝五四)が在る。

- (29) 注(26)で述べたとおり、この時期に胡広が尚書僕射に就任したことは現存の史料からは確かめられず、また永康元年には胡広は司徒であった。そして陳蕃は太尉を罷免されて、永康元年時点では無官であった。また陳蕃伝には、陳蕃の太傅録尚書事就任後の尚書系の官僚の動向を「時新遭大喪、国嗣未立、諸尚書畏懼權官、託病不朝」と記していることから考えても、当時の尚書系の官僚が寶武伝に見えるような構成になっていたことは考えられない。なお『後漢紀』卷二二桓帝紀下・延熹九年の条にある寶武の上奏には、本文に引いた記事は引かれていない。

- (30) 具体的には伝五九寶武伝に「武於是引同志尹勲為尚書令、劉瑜為侍中、馮述為屯騎校尉。又徵天下名士廢黜者前司隸李膺・宗正劉猛・太僕杜密・廬江太守朱禹、列於朝廷。請前越雋太守荀翌為從事中郎、辟潁川陳寔為屬、共定計策」とある。

- (31) 胡広の動静を推測できるものとして、伝四七謝弼伝に「今之四公、唯司空劉寵斷守善、余皆素餐致寇之人、必有折足覆餗之凶。可因災異、並加罷黜」という記事がある。これは謝弼が寶武・陳蕃誅殺直後に書いた上奏文の一部で、「四公」の一人に当然胡広が含まれる。ここで彼は「素餐致寇之人」とされているが、これは胡広を直接批判するものではなく李膺・王暢らを推薦する文である。

- (32) 紀八靈帝紀・建寧元年の条には「九月辛亥、中常侍曹節矯詔誅太傅陳蕃・大將軍寶武及尚書令尹勲・侍中劉瑜、屯騎校尉馮述、皆夷其族」と記される。なお東晋次「党錮の經過と政治的背景」(注(17)東前掲書、第六章第一節)は、寶武・陳蕃誅殺事件をもって「清流派と目される人々ほとんど官界を追われ」て、後漢国家は宦官政府となり、「第二次党錮は中央から地方清流党への弾圧の拡大であるといえよう」とする(三〇一頁)。確かに李膺のように寶武・陳蕃誅殺事件に連座して免官された者もいたが、彼らに本格的弾圧が加えられるのは第二次党錮であり、寶武・陳蕃誅殺事件に積極的に加わったとは考えられない。

- (33) 川勝義雄『六朝貴族制社会の研究』(岩波書店、一九八二年)第一部第一章「貴族政治の成立」(一九五〇年初出)、同第二章「漢末のレジスタンス運動」(一九六七年初出)、同第四章「貴族制社会の成立」(一九七〇年初出)。

- (34) 注(33)川勝前掲論文中の「漢末のレジスタンス運動」。

- (35) 例えば橋玄の例を挙げておこう。伝四一橋玄伝によると、彼は建寧四年に司徒に就任すると「以国家方弱、自度力無所用」として一旦司徒を辞任したが、その後再び官僚に復帰して政治の正常化に努めている。このような存在をどのように評価するかが問題である。

- (36) 例えば党錮列伝だけをとってみても、李膺のように積極的にかかわった者から、檀敷のように党錮事件とのかかわりが不明な者までいる。このように彼らは、清流派としてはもちろんであるが、党人としても一様に括することはできないのである。

- (37) その典型的な例として、成瑨の場合を挙げておこう。陳蕃伝では、宦官の恨みを買って弃市されそうになった成瑨を、陳蕃が必至に弁護している。それに対して党錮列伝では、郡の行政を功曹の岑暉に委ねたことをもって「南陽太守岑公孝、弘農成瑨但坐囑」として、成瑨が擲擻されているのである。なお後漢時代には、郡太守が功曹などの属吏に行政を委ねることは一般的な姿であった。

(38) 例えば「夫人靈表」には、胡広の五人の子供が全て早く亡くなったことを記す。

(39) 例えば注(2) 渡邊前掲論文に引く、徐幹『中論』譴交の徐幹の言、および『意林』卷五所引『典論』の曹丕の言に表れている。

(40) 注(23) 前掲諸論文を参照。

(にしかわとしふみ 史学科)

一九九七年一〇月一六日受理